○福岡女学院大学短期大学部学則

1964（昭39）年４月１日制定

最終改正　2023（令和5）年12月1日

第１章　目的及び使命

（目的）

第１条　本学は、イエス・キリストに基づく福岡女学院創立の精神にのっとり、神を畏れ、奉仕に生きるよき社会人を育成するために、教育基本法及び学校教育法に従って女子の専門教育を行ない、高い教養と実際的な専門知識を授けることを目的とする。

第２章　学科及び教育課程

（科）

第２条　本学部（以下本学という）に英語科をおく。英語科は、英語運用能力を伸ばし、コミュニケーションの手段としての英語を習得させるとともに、その言語を通して自己と自己を取り巻く世界を探求させる。スキルの習得と教養教育の融合によって、世界に貢献できる国際人の養成を目的とする。

（授業科目）

第３条　授業科目の区分は、必修科目及び選択科目とする。

（教育課程）

第４条　本学の授業科目の編成及びその単位数は別表１の通り定める。

第３章　修業年限及び学生定員

（修業年限）

第５条　修業年限は２年とする。ただし、在学期間は、４年を超えることはできない。

２　前項の規定にかかわらず、長期履修学生として認められた学生は、４年を越えて在学することができる。

（学生定員）

第６条　学生定員を次のとおり定める。

入学定員　100名　収容定員200名

第４章　学年、学期及び休業日

（学年）

第７条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（期）

第８条　学年を次の２期に分ける。

(1)　前期　４月１日から９月30日まで

(2)　後期　10月１日から３月31日まで

２　学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期における授業の開始日及び終了日を変更することができる。

（休業日）

第９条　休業日を次のように定める。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)　創立記念日　５月18日

(4)　春期休業日　３月26日から４月５日まで

(5)　夏期休業日　８月11日から９月30日まで

(6)　冬期休業日　12月25日から１月７日まで

２　学長は必要に応じて前項の休業日を、臨時に変更することができる。

３　学長は必要ある場合休業日に授業を行うことができる。

４　学長は特別の事情があるとき臨時休業を行うことができる。

（授業期間）

第９条の２　１年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第５章　履修方法、単位認定及び卒業

（卒業に必要な単位数）

第10条　卒業資格を得るための履修方法を次のとおり定める。

(1)

イ　必修科目は、25単位を修得しなければならない。

ロ　選択必修科目は、８単位以上を修得しなければならない。

ハ　選択科目は、32単位以上を修得しなければならない。

(2)　卒業に必要な単位数は英語科65単位以上とする。

（単位の計算基準）

第11条　各授業科目に対する単位数は15時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業の形態に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、別に定める授業科目については30時間の授業をもって１単位とする。

（授業の方法）

第11条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

４　メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

５　前項の授業を実施する授業科目については、履修規程において定める。

６　第１項の授業については、授業の方法、内容並びに１年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

（教育職員免許状）

第12条　削除

（単位認定）

第13条　各科目の単位の認定は試験及びそれに準ずるものによる。成績はAA、A、B、C、D、Fで表しAA、A、B、Cを合格とする。

（追試験及び再試験）

第14条　病気その他、やむを得ない理由のため、試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

２　不合格になった科目については、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第14条の２　本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第14条の３　本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において

修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の修得単位の認定）

第14条の４　本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条の２第１項及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第14条の２第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

（卒業認定）

第15条　本学に２年以上在学し、本学学則に定める所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位授与）

第15条の２　本学の卒業を認定した者には、短期大学士（英語）の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。

第６章　入学、退学、除籍、休学及び転学

（入学の時期）

第16条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第17条　本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)　高等学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定を含む）に合格した者

(7)　その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学志願者）

第18条　入学志願者は、次の各号の書類に、入学検定料をそえて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1)　入学願書

(2)　卒業証明書又は資格証明書

(3)　調査書

（合格者）

第19条　入学志願者の中から選考の上、合格者を決定する。

（入学許可）

第20条　合格を決定された者で、保証人連署の誓約書に入学金その他指定された納入金を、指定の期日までに提出した者に対し入学を許可する。

（保証人）

第21条　保証人の身分、住所等に異動を生じた時は、直ちに届出なければならない。

（休学）

第22条　病気、その他止むを得ない理由で就学できないときは、理由書を付し休学を願い出ることができる。

２　休学の期間は、引続き１年をこえることはできない。ただし特別の事情あるときは、更に引続き休学を願い出ることができる。ただし、通算２年をこえることはできない。

３　休学期間は在学年数に算入しない。

（退学、転学）

第23条　退学又は転学しようとするものは、その理由を記して、保証人連署の上、願い出なければならない。

（除籍）

第23条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。

(1)　期限までに学費の納入を行わず、督促してもなお納付しない者

(2)　第５条に定める在学年限を超えた者

(3)　第22条第２項に定める休学期間を超え、なお復学できない者

(4)　その他、除籍が必要と認められる者

（再入学）

第24条　願い出により退学したものが再入学を願い出た場合には、これを許可することがある。

２　除籍された者が再入学を願い出た場合は、前項に準じる。

（転入学）

第25条　他の短期大学から転入学を希望するものが、その旨願い出た場合には、欠員のある場合選考の上これを許可することがある。

第７章　学費

（入学検定料）

第26条　入学志願者は、入学検定料として15,000円を納入しなければならない。

（入学金）

第27条　入学試験に合格したものは入学金として200,000円を納入しなければならない。

（授業料）

第28条　授業料は年額686,000円とする。

２　授業料は毎学期始め指定された期日までに、学校の指定に従って納入しなければならない。ただし、学年始めに全納してもさしつかえない。

（その他の校納金）

第29条　授業料の外、実習費その他必要な費用については別に徴収する。

２　その納入については前条第２項を準用する。

（転学、転入退学時納入金）

第30条　転入学、転学、退学する場合、その期の納入金はこれを納入しなければならない。

（休学期間の校納金）

第31条　休学期間中は、在籍料として年額120,000円を徴収する。ただし、留年学生は除くものとする。

２　前項の在籍料の取扱いについては、別に定める。

（納入金無返還）

第32条　一旦納めた納入金は過誤によるもの以外は一切返還しない。

（納入金免除）

第33条　学費支弁の困難なものに対しては、その実情と成績により、一部を免除又は貸与することがある。

第８章　教職員の構成

第34条　本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

第９章　教授会

第35条　福岡女学院大学及び本学に共通の重要な事項を審議するために連合教授会を置く。

２　短期大学部に固有の重要な事項を審議するために短期大学部教授会を置く。（以下、連合教授会及び短期大学部教授会をあわせて「教授会」という。）

第36条　削除

第37条　教授会の運営に関し、必要な事項は「福岡女学院大学教授会規程」に定める。

第10章　図書館、公開講座、聴講生、科目等履修生、長期履修学生及び外国人留学生

（図書館）

第38条　本学に附属図書館をおく。図書館に関する規定は別にこれを定める。

（公開講座）

第39条　本学は一般市民のために公開講座を設けることがある。

（聴講生、科目等履修生）

第40条　本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の授業に支障をきたさない限り、教授会において選考の上、聴講生、科目等履修生として履修を許可することがある。

２　聴講生、科目等履修生に関する規程は別に定める。

（長期履修学生）

第40条の２　本学に長期履修学生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可する。

２　長期履修学生に関する規定は別にこれを定める。

（外国人留学生）

第40条の３　外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、かつ第17条各項のいずれかに相当する入学資格を有し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

２　外国人留学生の入学検定料、入学金及び授業料等納付金については、別にこれを定める。

第11章　保健施設

（寄宿舎）

第41条　削除

（身体検査）

第42条　学生並びに職員の健康増進のため、毎年身体検査を行う。

（保健室）

第43条　本学に保健室をおき、一般保健に関する業務及び応急処置を行う。

第12章　賞罰

（表彰）

第44条　学生の本分を全うし、他の模範となるような学生はこれを表彰することがある。この決定は教授会の審議を経て学長が行う。

（懲戒）

第45条　本学の規則に違反し、又は、学生の本分に反する行為をした者は、これを懲戒する。この決定は教授会の審議を経て学長が行う。

２　懲戒は譴責、停学及び退学とする。

（退学処分）

第46条　次の各号のいずれかに該当するものは退学させる。この決定は教授会の審議を経て学長が行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者

(3)　正当な理由がなくて、しばしば欠席する者

(4)　学校の秩序を乱す者

(5)　その他学生の本分に反する者

第13章　自己点検・評価

（自己点検・評価）

第47条　本学は、第１条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第14章　改廃

第48条　この学則の改正は、教授会の審議を経て理事会が行う。

附　則　1

１　この学則は、昭和39年４月１日から施行する。

附　則　2

1　この改正学則は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則　3

1　この改正学則は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則　4

1　この改正学則は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則　5

1　この改正学則は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則　6

1　この改正学則は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則　7

1　この改正学則は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則　8

1　この改正学則は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則　9

1　この改正学則は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則　10

1　この改正学則は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則　11

1　この改正学則は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則　12

1　この改正学則は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則　13

1　この改正学則は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則　14

1　この改正学則は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則　15

1　この改正学則は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則　16

1　この改正学則は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則　17

1　この改正学則は、1981年（昭和56）４月１日から施行する。

附　則　18

1　この改正学則は、1982年（昭和57）４月１日から施行する。

附　則　19

1　第27条、第28条の一部を改正し、1983年（昭和58）４月１日から施行する。

附　則　20

1　第10条、第26条、第27条、第28条の一部を改正し、1984年（昭和59）４月１日から施行する。

附　則　21

1　第２条、第３条、第４条別表、第６条、第10条、第12条、第26条、第27条、第28条の一部を改正し、第14条の２を新設し、1985年（昭和60）４月１日から施行する。但し、第４条別表と第28条は、1985年度第１年次入学生から適用する。

附　則　22

1　第26条、第27条、第28条の一部を改正し、1986年（昭和61）４月１日から施行する。但し、第28条は1986年度第１年次入学生から適用する。

附　則　23

1　第４条別表、第10条、第28条の一部を改正し、1987年（昭和62）４月１日から施行する。但し第４条別表と第28条は1987年度第１年次入学生から適用する。

2　第６条に規定する学生定員は1996（昭和71）年度までの間は次の通りとする。

	昭和62年度		昭和63年度～昭和70年度		昭和71年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	人	人	人	人	人	人
国文科	100	180	100	200	80	180
英語科	350	600	350	700	250	600
家政科	200	350	200	400	150	350
計	650	1,130	650	1,300	480	1,130

附　則　24

1　第27条、第28条の一部を改正し、1988（昭和63）年４月１日から施行する。但し、第28条は、1988年度第１年次入学生から適用する。

附　則　25

1　第４条別表（四　専門教育科目（一）国文科）及び第28条の一部を改正し、1989（平

元）年４月１日から施行する。但し、第28条第１項は1989年度第１年次入学生から適用する。

附　則　26

1　第４条別表、第９条、第12条、第28条の一部を改正し、1990（平２）年４月１日から施行する。但し、第28条第１項は1990年度１年次生から適用する。

附　則　27

1　第４条別表、第10条第４項、第26条、第27条、第28条の一部を改正し、1991（平３）年４月１日から施行する。但し第28条第１項は1991年度１年次生から適用する。

附　則　28

1　第15条の２を新設、第６条、第９条の２の一部を改正し1991（平３）年７月１日より施行する。

2　第13条の一部を改正し、1990年度第１年次入学生より適用する。

3　第４条別表、第27条、第28条の一部を改正し、1992（平４）年４月１日から施行する。但し第４条別表、第28条は1992年度第１年次生から適用する。

附　則　29

1　第２条、第４条別表、第６条の三、第10条の二、四、五、第12条第２項の三の一部を改正し、1993（平成５）年４月１日から施行する。

第４条別表は1993（平成５）年度第１年次入学生から適用する。

但し、この改正後の規定にかかわらず、改正前の規定は1993年３月31日に当該家政科に在学するものが当該科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

2　附則23の２の表は下記のように改正する。

	昭和63年度		昭和63年度～平成7年度		平成8年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	人	人	人	人	人	人
国文科	100	180	100	200	80	180
英語科	350	600	350	700	250	600
生活学科	200	350	200	400	150	350
計	650	1,130	650	1,300	480	1,130

附　則　30

1　第４条別表、第11条、第13条第１項、第２項、第３項、第14条の２、第25条、第27条、第28条、第44条、第45条、第46条の一部を改正し、1993（平５）年４月１日から施行す

る。但し、第４条別表、第28条は1993（平５）年度第１年次生から適用する。

附　則　31

1　第４条別表、第26条、第27条、第28条の一部を改正し、1994（平６）年４月１日から施行する。但し、第４条別表、第28条は1994（平６）年度第１年次生から適用する。

附　則　32

1　第28条、第４条別表４の一部を改正し、1995（平７）年４月１日から施行する。但し、1995（平７）年度第１年次入学生から適用する。

附　則　33

1　第３条、第４条、第10条、第11条、第14条の２、第25条、第28条の一部を改正し、第14条の３、第14条の４、第47条を加え、1996（平８）年４月１日から施行する。

2　この改正は1996（平８）年度第１年次入学生から適用し、1995（平７）年度以前に入学した学生については従前の例による。

附　則　34

1　第28条の一部を改正し、1997（平９）年４月１日から施行する。但し、1997（平９）年度第１年次入学生から適用する。

附　則　35

1　第４条別表、第28条の一部を改正し、1998（平10）年４月１日から施行する。但し、1998（平10）年度第１年次入学生から適用する

附　則　36

1　学則の表題、第２条、第４条第１項、第６条第１項第二号、第９条第１項第五号、第10条第１項第二号、第11条、第22条第１項、第29条第１項、第35条、第40条、第４条第１項第一号別表１（二）の全部または一部を改正し、1999（平11）年４月１日から施行する。

2　第４条第１項第二号、第６条第１項第一号、第三号、第10条第１項第一号、第三号、第12条、第４条第１項第一号別表１（一）、（三）、第４条第２項別表２、第35条、第41条を削除し、1999（平11）年４月１日から施行する。

3　この改正及び削除は1999（平11）年度第１年次入学生から適用する。但し、この改正及び削除後の規定にかかわらず、改正および削除前の規定は1999（平11）年３月31日に本学に在籍するものが、本学に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

4　附則23の２の表は下記のように改正する。

	昭和62年度	昭和63年度～平成7年度	平成8年度

	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	人	人	人	人	人	人
国文科	100	180	100	200	80	180
英語科	350	600	350	700	250	600
生活学科	200	350	200	400	150	350
計	650	1,130	650	1,300	480	1,130
	平成11年度		平成12年度			
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
	人	人	人	人		
国文科	—	80	—	—		
英語科	200	450	200	400		
生活学科	—	150	—	—		
計	200	680	200	400		

附　則　37

1　第４条別表、第９章標題の一部、第40条の全部を改正し、2000（平12）年４月１日から施行する。

附　則　38

1　第５章の標題、第10条、第13条、第14条の２、第14条の３、第６章の標題、第16条、第17条３号および別表の一部を改正、第14条の４の全部を改正、第23条の２、第24条第２項を新設、第28条第３項を削除し、2001（平13）年４月１日から施行する。

附　則　39

1　第４条別表の一部を改正し、2002（平14）年４月１日から施行する。

附　則　40

1　第10条第１項第二号、第13条、第９章の標題、第４条別表の一部を改正、第５条第２項、第40条の２を新設し、2003（平15）年４月１日から施行する。

附　則　41

1　第８章、第９章、第10章、第11章、第12章の標題、第34条、第35条、第36条、第37条の一部を改正し、第13章、第14章、第48条を新設し、2004（平16）年４月１日から施行する。

附　則　42

1　第４条別表の一部を改正し、2005（平17）年４月１日から施行する。

附　則　43

1　本改正学則は、2005（平17）年10月１日から施行する。

附　則　44

1　本改正学則は、2007（平19）年４月１日から施行する。

附　則　45

1　本改正学則は、2008（平20）年４月１日から施行する。

附　則　46

1　本改正学則は、2009（平21）年４月１日から施行する。

附　則　47

1　本改正学則は、2010（平22）年４月１日から施行する。

附　則　48

この学則は、2011（平23）年４月１日から施行する。

附　則　49

1　この学則は、2012（平24）年４月１日から施行する。

2　2011年度以前の入学者の授業科目及び単位数については、改正後の第３条、第10条及び別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　50

（施行期日）

1　この学則中別表１の規定は、2013（平25）年４月１日から、第６条の規定は2014（平26）年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の別表１の規定は、2013年度入学者から適用し、2012年度以前の入学者については、なお従前の例による。

（経過措置）

3　2014年度における収容定員は、改正後の第６条の規定にかかわらず、300名とする。

附　則　51

この学則は、2015（平27）年４月１日から施行する。

附　則　52

（施行期日）

1　この学則は、2016（平28）年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　第26条及び第27条は2016年度入試から適用する。

3　改正後の別表１の規定は、2016（平28）年度入学者から適用し、2015（平27）年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則　53

（施行期日）

1　この学則は、2018（平30）年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の第10条及び別表１の規定は、2018（平30）年度入学生から適用し、2017（平29）年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則　54

（施行期日）

1　この学則は、2020（令和２）年５月29日から施行する。

（適用区分）

2　第26条の規定は、2021（令和３）年度入学志願者から適用する。

附　則　55

（施行期日）

1　この学則は、2021（令和３）年４月１日から施行する。

附　則　56

（施行期日）

この学則は、2022（令和４）年４月１日から施行する。

附　則　57

（施行期日）

1　この学則は、2023（令和５）年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の第10条、第17条の一部並びに別表１の規定は、2023年度入学者より適用し、2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則　58

（施行期日）

1　この学則は、2024（令和６）年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の第10条、別表１の規定は、2024年度入学者より適用し、2023年度以前の入学

生については、なお従前の例による。

別表１（学則第４条）　授業科目及び単位数

（必修科目25単位、選択必修科目８単位以上、選択科目32単位以上、計65単位以上修得のこと。）

	コース	区分	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	（卒業に必要な修得単位数等）
必修科目		キリスト教	Bible A	2		25 単位
			Bible B	2		
		教養	The Manners of the Ogasawara School	1		
		創造表現	Japanese Writing	2		
		英語スキル	Practical English Skills A	2		
			Practical English Skills B	2		
			Practical English Skills C	2		
			Practical English Skills D	2		
			Reading & Writing　A	2		
			Reading & Writing　B	2		
			Better English Pronunciation	2		
		専門	Seminar A	2		
			Seminar B	2		
選択必修科目	キャンパスコース	【イマージョン】				8 単位以上選択必修
		専門	History of the English Language		2	
			Intercultural Communication		2	
		創造表現	Discussion & Debate		2	
			News & Journalism　A		2	
			News & Journalism　B		2	
		【アカデミック】				
		専門	English Linguistics A		2	
			English Linguistics B		2	
			English Phonetics		2	
			British Literary History		2	

			American Literary History		2	
			English Literature		2	
		【キャリア】 専門	Japanese Culture		2	
			International Culture		2	
		キャリア	English for Tourism		2	
			Medical English		2	
		創造表現	Project-Based Learning		2	
		教養	Personal Finance		2	
	ハイブリッドコース	【コース共通】 英語スキル	TOEIC® Listening & Reading Elementary (VOD)		2	8 単位以上選択必修
			TOEIC® Listening &Reading Intermediate (VOD)		2	
			TOEIC® Listening & Reading Advanced (VOD)		2	
			Reading & Listening for Pleasure (VOD)		2	
		【イマージョン】 創造表現	News and Journalism A (VOD)		2	
			News and Journalism B (VOD)		2	
			Academic Writing (VOD)		2	
		英語スキル	Current Issues (VOD)		2	
		【アカデミック】 専門	English Phonetics (VOD)		2	
			British Literary History (VOD)		2	
			American Literary History (VOD)		2	
			American and British Culture (VOD)		2	
		キリスト教	Bible as Literature (VOD)		2	
		【キャリア】				

		専門	International Culture (VOD)		2	
		キャリア	English for Tourism (VOD)		2	
			Medical English (VOD)		2	
		教養	Personal Finance (VOD)		2	
		英語スキル	Travel English (VOD)		2	
		創造表現	Business Writing (VOD)		2	
選択科目		キリスト教	Christian History & Culture		2	32 単位以上
		専門	Study Abroad Program		2	
		英語スキル	Travel English		2	
			English through Movies		2	
			Medical Conversation		2	
			TOEIC® Listening & Reading		2	
		創造表現	Japanese Essay Writing		2	
			Podcasting		2	
			Critical Thinking		2	
			Business Writing		2	
			Academic Writing		2	
		キャリア	Internship		1	
			Career Design		2	
			Airline Seminar I		2	
			Airline Seminar II		2	
			Introduction to Tourism I		2	
			Introduction to Tourism II		2	
			Medical Administration I		2	
			Medical Administration II		2	
			Entrepreneurship		2	
		教養	Sign Language I		2	
			Sign Language II		2	
			Gender Studies		2	
			Media Information Studies		2	

			Basic Mathematics(SPI)		2	
			Basic Computer Skills		2	
			Peace Studies		2	
			Computer Skills in Word		2	
			Computer Skills in Excel		2	
			Chinese I		2	
			Chinese II		2	
			Chinese III		2	
			Chinese IV		2	
			Korean I		2	
			Korean II		2	
			Korean through K—Pop Culture A		2	
			Korean through K—Pop Culture B		2	